

この街の 食と水の安全を あなたと。

食品と水の検査を通じて、
宮崎の安全で安心な
暮らしを守ります

一般財団法人 宮崎県公衆衛生センター

〒880-0032 宮崎県宮崎市霧島1丁目1-2 宮崎県総合保健センター1階

- 検査事業 ・ 食品検査 ・ 水質検査 ・ 貯水槽水道検査
- 動物愛護 ・ 管理業務

〈 登録・認証 〉

厚生労働大臣登録 食品検査登録機関 (食品衛生法第26条第1項、第2項及び第3項)

国土交通大臣・環境大臣登録 水道水水質検査登録機関 (水道法第20条第3項)

国土交通大臣・環境大臣登録 簡易専用水道検査登録機関 (水道法第34条の2第2項)

宮崎市保健所長登録 建築物飲料水水質検査登録機関 (ビル衛生管理法第12条の2第1項)

品質マネジメントシステム認証 ISO 9001:2015 JUSE-RA-1165 (一般財団法人 日本科学技術連盟)

水道GLP認定 水道水質検査優良試験所規範 (水道GLP) JWVA-GLP138 (公益社団法人 日本水道協会)



www.miyazaki-wflabo.org

まずは、お気軽にお問い合わせください

ご依頼の目的に沿った検査項目、検査方法の選択など、お客様のニーズに合わせた検査項目の設定のご相談を承ります

TEL. **0985-24-7400** FAX. **0985-24-8588**

✉ info@miyazaki-wflabo.org 営業時間 8:30~17:15 (休業日 土・日・祝祭日)

検査受付窓口について

●食品検査

- ・当センター窓口 月~水曜日の8:30~12:00
- ・各保健所内の食品衛生協会各支部 各日程11:00まで
- ▶延岡、高千穂 第1火曜日 ▶日向、高鍋 第2火曜日
- ▶都城、小林 第3火曜日 ▶日南 第4火曜日

※ご依頼の際は事前にご確認ください

●水質検査

- ・当センター窓口 月~水曜日の8:30~15:00
- ・各保健所内の食品衛生協会各支部
- ※各支部で受付日が異なるので、個別にお問い合わせください

●貯水槽水道検査

※当センターに直接お問い合わせください



WE PROTECT THE SAFETY OF FOODS AND WATER

正確に、より早くをモットーに

食品や水の安全をサポートします。

私たちが毎日利用する水や食品の安全性を確保することは、安心して日常生活を送る上で何より重要であり、水道法や食品衛生法等の各種法令により適切な品質管理が求められています。

私たち宮崎県公衆衛生センターは、国等の登録検査機関として、食品・水質・貯水槽水道の各種検査の実施を通じて、皆様の健康で快適な生活環境づくりのお手伝いをしています。



食品検査

つくる人の想いに寄り添い
食べる人へ安心を届ける架け橋に

水質検査

暮らしに必要不可欠な水
だからこそ安全な水を届けたい

貯水槽水道検査

水の衛生管理で安心して過ごせる
生活の基盤をつくる

食品の「安全・安心」に対する消費者の意識は極めて高く、食品事業者はその安全性の確保が求められています。

食品事業者の皆さまが「安全・安心」な食品、健康志向などニーズにマッチした商品を消費者に提供するために、当センターが実施する食品微生物検査や理化学検査、栄養成分分析などを活用していただくことで、適切な品質管理や商品開発・販売に役立つ科学的根拠の蓄積、消費者が商品を選択する際に役立つ食品表示に係る情報の提供が可能になります。

<検査内容>

- 食品微生物検査
- 賞味期限設定のための保存試験
- 栄養成分分析
- 規格試験(食品添加物、重金属類、残留農薬・動物用医薬品等)
- 食品製造用水の水質検査

水は、人の生命や健康を維持する上で必要不可欠なものであり、安全でなければなりません。水質検査は、水の色や臭い、細菌や有害な化学物質の有無など、使用目的ごとに定められた検査項目の基準を満たしているかを検査するもので、水による健康被害が発生するのを未然に防ぐ役割を担っています。

当センターは、水道事業者や施設の管理者の皆様からのご依頼による飲料水の検査をはじめ、井戸水、プール水や浴槽水等の検査の実施を通じて、皆様に安全で安心な水を届けるお手伝いをしています。

<検査内容>

- 飲料水の検査
- ビル衛生管理法に基づく水質検査
- 井戸水の検査
- 浴槽水等の検査
- プール水の検査

ビルやマンションなどに設置される貯水槽水道は、お住まいの皆様や施設を利用される方々に安全な飲用水を提供するために、水道法や建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル衛生管理法)などにより、各種の規制が設けられています。

当センターは、設置者の皆様からのご依頼により、貯水槽水道施設の管理状況に関する検査、給水栓水検査等を通じて、安全な飲用水の提供のお手伝いをしています。

<検査内容>

- 簡易専用水道検査(有効容量10m³超)
- 小規模貯水槽水道検査(有効容量10m³以下)
- 特定建築物における書類検査

